

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月一日から適用する。ただし、同年二月二十八日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年二月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分087に次のように加える。

⑧ 振盪器減用（16極以上用）

① 標準型

1,640,000円

② MRI対応型

1,720,000円

別表Ⅱ区分130(3)に次のように加える。

④ 生体吸収・再狭窄抑制型

244,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部及び第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 振戦軽減用 (16極以上用)</u></p> <p><u>① 標準型</u> <u>1,640,000円</u></p> <p><u>② MRI対応型</u> <u>1,720,000円</u></p> <p>088～129 (略)</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 冠動脈用ステントセット</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 生体吸収・再狭窄抑制型</u> <u>244,000円</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>131～191 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部及び第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>088～129 (略)</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 冠動脈用ステントセット</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>131～191 (略)</p> <p>III～IX (略)</p>